

東海市共同住宅型集合建築物における緑化に関する指導要領

1 趣旨

この要領は、東海市開発行為等指導要綱第31条第9号の規定に基づき、敷地内緑化に関して、市が指導するに必要な事項を定めるものとする。

2 対象

東海市共同住宅型集合建築物に関する指導要領で定める共同住宅型建築物を建築しようとする者で、その敷地面積が300平方メートル以上を有するもの。

3 指導方法

- (1) 第2に該当する者は、敷地内緑化に関する協議書（以下「緑化協議書」という。）を市長へ提出するものとする。

ただし、敷地面積が1,000平方メートル未満のものについては、緑地等の位置図（樹種、規格を明記したもの）の提出をもって緑化協議書の提出に代えることができる。

- (2) 市長は、緑化協議書の提出があった場合、4の指導基準に基づき審査するものとする。

4 指導基準

- (1) 周辺の自然と調和した計画であり、自然環境を損なうおそれのないこと。
(2) 芝生等のグランドカバープランツにより法面の緑化に留意が払われていること。
(3) 敷地面積の10パーセント以上を緑化すること。
(4) 前項の緑化面積は、原則として植栽面積により算定するものとする。

ただし、敷地面積が1,000平方メートル未満のものについては、次の緑化面積により算定することができる。

ア 植栽時の高さが2メートル以上の独立した高木

1本当りの緑化面積 10平方メートル

イ 植栽時の高さが1メートル以上2メートル未満

の独立した中木1本当りの緑化面積 2平方メートル

ウ 植栽時の高さが1メートル未満の独立した低木

1本当りの緑化面積 0.3平方メートル

エ 生垣の長さ1メートル当りの緑化面積 1平方メートル

- (5) 芝等の地被類、花壇及び壁面上の緑化面積についても緑化面積に算入できるものとする。
- (6) 敷地の使用又は周囲の状況その他の理由により、この基準の適用が困難であると認められるときは、この基準を緩和することができる。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。